

子ども・子育て支援新制度について

平成25年10月1日
大分市子育て支援課

※ 現時点での国資料等に基づいて作成しており、今後修正する可能性があります。

子育てをめぐる現状と課題について

子育てをめぐる環境

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚の意思あり。希望の子どもの数は2人以上
- ・家族・地域・雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化

(核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない)

(仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと)

○ 子育ての孤立感と負担感の増加

○ 深刻な待機児童問題

幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要である。

子ども・子育て関連3法について

3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

(1) 子ども・子育て支援法

- 《内容》
- 教育・保育にかかる給付の創設
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
 - ・小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）
 - 地域子ども・子育て支援事業
（利用者支援、一時預かり、延長保育、休日保育 など13事業）

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法）

- 《内容》
- 認定こども園法の一部改正
 - ・幼保連携型認定こども園の改善

(3) 関係法律の整備等に関する法律

- 《内容》
- 上記2法の施行に伴う児童福祉法等関係法律の整備

3つの主な目的

(1) 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

- 《内容》 ● 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化
● 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

(2) 保育の量的拡大・確保

- ・ 待機児童の解消
- ・ 地域の保育を支援

- 《内容》 ● 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

- 《内容》 ● 利用者支援（保育コンシェルジュ）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり など13事業を法定化

地方版子ども・子育て会議

■設置・・・努力義務、設置の場合は条例で定める

[子ども・子育て支援法第77条]

市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■役割

次の項目について、市は会議の意見を聴くことが必要

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の利用定員の設定
- ②市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更
- ③子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する進捗管理

※合議制機関を設置しない場合は「子どもの保護者その他子育て支援に当事者の意見を聴かなければならない。

■構成員

法定されていないが、国の子ども・子育て会議の構成員を参考にすると、以下の立場の方の参画が必要であると考えている。

○子どもの保護者 ○学識経験者 ○子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ○関係機関又は関係団体の代表者 ○市民公募

市町村子ども・子育て支援事業計画

◎ 国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施

■ 計画期間：5年を1期とする（27～31年度）

■ 必須記載事項

①教育・保育提供区域の設定

「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を基本的な考え方とする
 （例）小学校区、中学校区、行政区

②教育・保育の量の見込みと確保方策

- ・ ニーズ調査の実施
- ・ 量の見込み 「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて認定
 0～2歳の子どもの保育利用率について、計画期間内における目標値を設定
- ・ 年次目標設定 計画期間内における教育・保育施設及び地域型保育事業の整備目標を設定

【イメージ】

〇〇地域

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数		400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	200人	250人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
②-①		▲150人	▲100人	0人	0人	0人

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

④教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

新制度の全体像

◎新制度による子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成される。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ ファミリーサポートセンター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体の参入促進事業

施設型給付と地域型保育給付のイメージ

子ども・子育て支援法

施設型給付

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3~5歳

保育所 0~5歳

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

主な制度内容①:「給付」の創設

1 施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)

- 個々の児童について「**保育の必要性**」を認定※1 し、認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領する。
- 大分市が**利用調整**※2 を行った上で、利用者と施設が直接契約。(利用料は施設が徴収。)ただし、私立保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。(保育料は市町村が徴収。)
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が**確認**。※3
 - ※ 私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 **地域型保育**※4 給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

- 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※ 1 保育の必要性の認定(支給認定)について

- ◎ 保護者からの申請に基づき、大分市が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付
- ◎ 保育の必要性の認定区分は次の3区分
 - [1号認定] 満3歳以上／保育の必要性なし
 - [2号認定] 満3歳以上／保育の必要性あり
 - [3号認定] 満3歳未満／保育の必要性あり
- ◎ さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分
- ◎ 保育を必要とする事由(現行の「保育に欠ける」要件に相当)、長時間／短時間の区分、優先利用等については、国が定める基準に基づき、大分市が基準を定める

※ 2 利用調整について

- ◎ 当分の間、保育を必要とする者に対する「利用調整」を大分市が行う
 - 【利用調整の内容】
 - ・ 施設等に関する情報の提供
 - ・ 施設等の利用に関する相談・助言(保護者の利用希望等を勘案して実施)
 - ・ 施設等のあっせん
 - ・ 施設等に対する受入の要請

※ 3 確認制度について

- ◎ 大分市は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定めた上で「確認」
 - ※ 施設・事業の「認可」とは別の手続き
- ◎ 利用定員は、大分市が当該施設・事業の類型に従い、事業計画(需要と供給)に照らし、保育の必要性の認定区分ごとに設定
 - 認定区分(1号／3歳以上保育不要、2号／3歳以上保育必要、3号／3歳未満保育必要)
- ◎ 確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて大分市が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要

※ 4 地域型保育事業について

◎ 次の4事業が児童福祉法上の認可事業であり「地域型保育給付」の対象となる。

■事業

- ・小規模保育(利用定員6人～19人)
- ・家庭的保育(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育 (従業員の子どもだけでなく、地域の子どもに対する保育を提供)

■対象: 満3歳未満の保育を必要とする子ども

※教育・保育体制の整備状況等を勘案して市が必要とであると認める場合は、3歳以上でも支給対象

■事業主体: 設置主体に制限なし

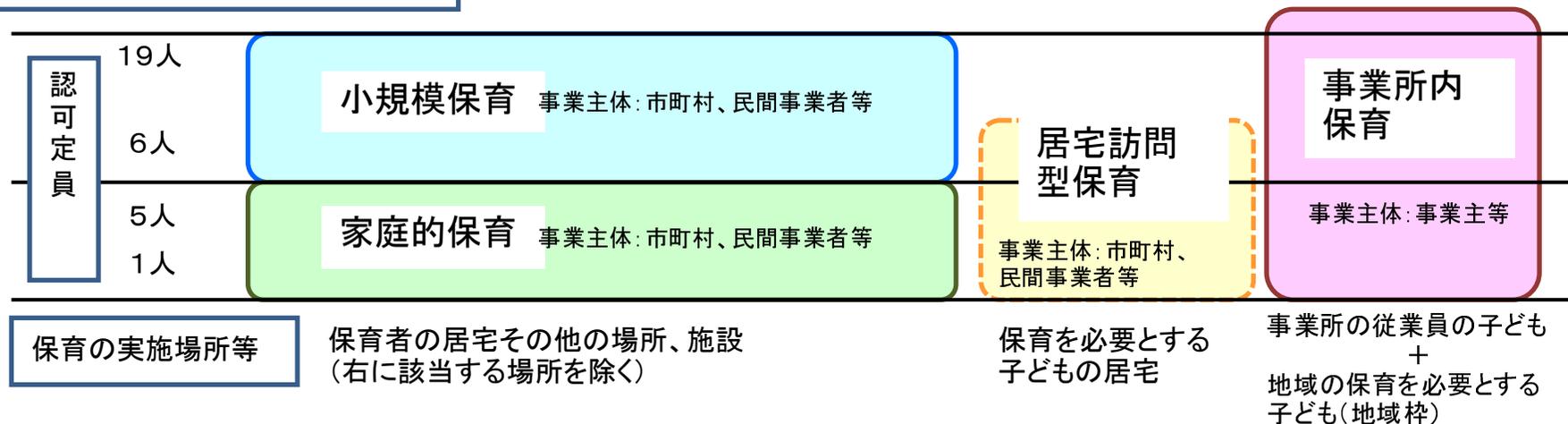
■認可・確認・指導監督: 市

■認可基準: 国が定める基準を踏まえて、市町村が条例を制定

[認可基準の内容] 職員数・資格要件、設備・面積基準、給食提供、耐火基準 など

■認定こども園・幼稚園・保育園を連携施設を設定 (卒園後の受入先として必要)

地域型保育事業の位置付け



主な制度内容②：認定こども園制度の改善

■ 幼保連携型認定こども園について制度の改善

◎ 「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設

現行	新たな制度
幼稚園・保育所で別々の認可・指導監督・財政措置（2認可1認定）	認可・指導監督・財政措置（施設型給付）の一本化（単一の認可）
《設置主体》 ・幼稚園部分：国・地方公共団体 ・学校法人 ・保育所部分：設置主体制限なし	《設置主体》 国・地方公共団体・学校法人・ 社会福祉法人

■ 幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園の改善

- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

■ 幼稚園・保育所からの幼保連携型認定こども園への移行は義務づけず、政策的な促進

主な制度内容③：地域子ども・子育て支援事業の拡充

◎ 地域子ども・子育て支援事業を充実（新設、拡充、制度改正）

■ 対象事業

- ・ 利用者支援（＝子育て支援コーディネーター）
- ・ 一時預かり
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 妊婦健診
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
（例：民間事業者の参入の促進に関する調査研究）
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 実費徴収にかかる補足給付を行なう事業

<新設、拡充、制度改正の例>

○ 利用者支援《新設》

- ・ 子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。
- ・ 認定こども園・保育所・幼稚園や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、関係機関との連絡調整を行う。

○ 放課後児童クラブ《拡充・制度改正》

- ・ 対象児童を拡大（概ね10歳未満の小学生 → 小学校6年生）
- ・ 設備・運営（従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等）に関する基準を、国が定める基準に基づき、大分市が条例を制定（現行制度の基準はガイドラインによる）

主な制度内容④：認可制度の改善

- ◎ 幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応
 - 申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する
 - [例外]
 - ・ 供給過剰による需給調整が必要な場合
 - ・ 欠格事由(経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件)に該当する場合
 - 認可基準は、国が定める省令に基づき、大分市が条例で定める
 - [大分市が条例で認可基準を定める施設・事業]
幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業
 - [認可基準の内容]
職員の資格・員数、居室の床面積、各種設備、教育・保育時間 等
 - [審議会等の合議制機関の意見聴取]
認可の際は、児童福祉法及び認定こども園法の規定により、審議会等のその他の合議制機関より意見聴取を行う

施行日

- 施行日 政令で定める日から
※最速で平成27年4月1日
《例外》・地方版子ども・子育て会議での意見聴取・・・平成25年4月1日

■財源

社会保障・税一体改革

◎消費税込(国分)は法律上、全額社会保障目的税化

【用途】 高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)



社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大

消費税10%引上げ ⇒ 社会保障の充実の財源に充てられ2.7兆円(消費税率の約1%分)

【社会保障4経費の充実の内訳】

子育て分野・・・0.7兆円程度 医療・介護分野・・・1.6兆円程度 年金・・・0.6兆円程度

- 施行準備期間(平成27年4月1日の場合)
平成25年4月～平成26年9月末まで

■施行前の手続き

- ・保育の必要性に認定事務
- ・平成27年4月の入所受付
- ・利用調整

平成26年10月～